



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 温泉法施行細則の一部を改正する規則（自然保護課）	1
告 示	
○ 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）	10
○ 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）	11
○ 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）	11
○ 道路の区域の変更・4件（道路管理課）	11
公 告	
○ 建設業者の許可の取消し（土木企画課）	13
○ 伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書の縦覧（道路街路課）	15
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（港湾課）	15
病院事業局事項	
○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	17

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第51号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成14年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第1条第2項第2号」を「第1条第2項第5号」に改める。

第20条を第28条とする。

第19条第1項中「（第19号様式）」を「（第27号様式）」に改め、同条を第27条とする。

第18条第1項中「（第17号様式）」を「（第25号様式）」に改め、同条第2項中「（第18号様式）」を「（第26号様式）」に改め、同条を第26条とする。

第17条を第25条とする。

第16条第1項中「第16号様式」を「第24号様式」に改め、同条を第24条とする。

第15条中「第15号様式」を「第23号様式」に改め、同条を第23条とする。

第14条中「第14号様式」を「第22号様式」に改め、同条を第22条とする。

第13条中「第13号様式」を「第21号様式」に改め、同条を第21条とする。

第12条第1項中「第12号様式」を「第20号様式」に改め、同条を第20条とする。

第11条中「第11号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第19条とする。

第10条中「第10号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第18条とする。

第9条第1項中「第9号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第17条とする。

第8条第1項中「第7号様式」を「第8号様式」に、「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第6条第2項第2号」を「第6条第2項第5号」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の7条を

加える。

(温泉採取許可申請書)

第10条 省令第6条の2第1項に規定する申請書は、第10号様式のとおりとする。

2 省令第6条の2第2項第6号に規定する書類は、温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図とする。

(温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請書)

第11条 省令第6条の4第1項に規定する申請書は、第11号様式のとおりとする。

(温泉採取許可を受けた者の相続の承認申請書)

第12条 省令第6条の5第1項に規定する申請書は、第12号様式のとおりとする。

(可燃性天然ガス濃度確認申請書)

第13条 省令第6条の7第1項に規定する申請書は、第13号様式のとおりとする。

2 省令第6条の7第2項第3号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) メタン濃度の測定結果報告書の写し

(可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位の承継届出書)

第14条 省令第6条の8第1項に規定する届出書は、第14号様式のとおりとする。

(温泉採取施設等の変更許可申請書)

第15条 省令第6条の10第1項に規定する申請書は、第15号様式のとおりとする。

2 省令第6条の10第2項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 掘削しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) 変更に係る設備の変更前の配置図及び変更に係る主要な設備の変更前の構造図

(温泉採取事業の廃止届出書)

第16条 省令第6条の11第1項に規定する届出書は、第16号様式のとおりとする。

第7条中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(掘削又はゆう出路増掘のための施設等変更許可申請書)

第7条 省令第4条の3第1項に規定する申請書は、第6号様式のとおりとする。

2 省令第4条の3第2項第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 掘削又は増掘しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) 変更に係る設備の変更前の配置図及び変更に係る主要な設備の変更前の構造図

第1号様式中

工 事 内 容	ゆう出路の口径	mm
	ゆう出路の深さ	m
	工事施行方法	1 掘削方法 2 掘削機械名
	工事費予算額	
	着手予定日	
	完了予定日	

を

	ゆう出路の口径	mm
	ゆう出路の深さ	m

工 事 内 容	工 事 施 行 方 法	1 掘削方法 2 掘削機械名			に
	掘削のための主要な 設備の構造及び能力	設 備 名	構 造	能 力	
	工 事 費 予 算 額				
	着 手 予 定 日				
	完 了 予 定 日				

改める。

第19号様式中「(第19条関係)」を「(第27条関係)」に、「第19条第1項」を「第27条第1項」に改め、同様式を第27号様式とする。

第18号様式中「(第18条関係)」を「(第26条関係)」に、「第18条第2項」を「第26条第2項」に改め、同様式を第26号様式とする。

第17号様式中「(第18条関係)」を「(第26条関係)」に、「第18条第1項」を「第26条第1項」に改め、同様式を第25号様式とする。

第16号様式中「(第16条関係)」を「(第24条関係)」に、「第16条第1項」を「第24条第1項」に改め、同様式を第24号様式とする。

第15号様式中「(第15条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第23号様式とする。

第14号様式中「(第14条関係)」を「(第22条関係)」に改め、同様式を第22号様式とする。

第13号様式中「(第13条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を第21号様式とする。

第12号様式中「(第12条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式を第20号様式とする。

第11号様式中「(第11条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を第19号様式とする。

第10号様式中「(第10条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を第18号様式とする。

第9号様式中「(第9条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を第17号様式とする。

第8号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を第9号様式とし、同様式の次に次の7様式を加える。

第10号様式(第10条関係)

温 泉 採 取 許 可 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)〕

温泉を採取したいので、温泉法第14条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

温 泉 採 取 の 目 的	
---------------	--

合併により消滅する法人又は分割前の法人	名 称	
	代表者の氏名	
合併又は分割により事業を承継する法人	事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許 可 を受けた内容	許 可 年 月 日	
	文 書 番 号	
温 泉 採 取 の場 所	所在及び地番 (温泉利用施設であればその名称も記載)	
合 併 又 は 分 割 の 予 定 日		
備 考		

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第12号様式（第12条関係）

温泉採取許可を受けた者の地位承継承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

被相続人との続柄（ ）

温泉採取許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第14条の4第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
許 可 を受けた内容	許 可 年 月 日	
	文 書 番 号	
温 泉 採 取 の場 所	所在及び地番 (温泉利用施設であればその名称も記載)	
相 続 開 始 の 年 月 日		
備 考		

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第13号様式（第13条関係）

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

可燃性天然ガスの濃度について確認したいので、温泉法第14条の5第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

温泉採取を行う おおうとする場所		所在及び地番 (温泉利用施設であ ればその名称も記載)	
許可を 受けた 内容	掘	許可年月日	
		文書番号	
	増 掘	許可年月日	
		文書番号	
	動 力	許可年月日	
		文書番号	
温泉採取開始予定日			
メタン濃度 測定に関する 事項	測定実施場所		
	測定実施日		
	測定方法		
	測定の結果		
	測定を行った者		
備 考			

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第14号様式（第14条関係）

可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位承継届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

地 位 承 継 の 原 因		
確認を受けた者	住 所 (法人にあっては、 事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	
確 認 を 受 け た 内 容	確 認 年 月 日	
	文 書 番 号	
	掘削許可等の別	
温泉採取の場所	所在及び地番 (温泉利用施設であ ればその名称も記載)	
地 位 を 承 継 し た 年 月 日		
備 考		

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第15号様式（第15条関係）

温泉採取施設等の変更許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

温泉採取のための施設等を変更したいので、温泉法第14条の7第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

温泉採取 の 場 所	所在及び地番 (温泉利用施設であ ればその名称も記載)	
許 可 を 受 け た 内 容	許 可 年 月 日	
	文 書 番 号	
	変 更 の 内 容	
	変 更 の 理 由	

変更内容等		変 更 前	変 更 後
	着 手 予 定 日		
	完 了 予 定 日		
備 考			

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第16号様式（第16条関係）

温 泉 採 取 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

温泉採取の場所	所在及び地番 (温泉利用施設であればその名称も記載)	
許可又は確認を受けた内容	許可又は確認を受けた日	
	文 書 番 号	
温泉の採取の事業の廃止の日		
温泉のゆう出路の埋め戻しの状況 (法第14条の2第1項の許可を受けた者に限る。)		
備 考		

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第7号様式中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に、

申 請 内 容	増掘後の口径	mm	を
	増掘後の深さ	m	
	工事施行方法	1 掘削方法 2 掘削機械名	

容	工事着手予定日			
	工事完了予定日			

申 請 内 容	増掘後の口径	mm			
	増掘後の深さ	m			
	工事施行方法	1 掘削方法 2 掘削機械名			
	増掘のための主要な 設備の構造及び能力	設 備 名	構 造	能 力	
	工事着手予定日				
工事完了予定日					

改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式 (第7条関係)

温泉 { 掘削
増掘 } のための施設等変更許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名) 〕

温泉 { 掘削
増掘 } のための施設等を変更したいので、温泉法第7条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

温 泉 の 利 用 の 目 的		
工 事 に 係 る 土 地	所 在 及 び 地 番	
	地 目	
許 可 を 受 け た 内 容	許 可 年 月 日	
	文 書 番 号	

変更内容等	変 更 の 内 容		
	変 更 の 理 由		
		変 更 前	変 更 後
	工 事 費 予 算 額		
	着 手 予 定 日		
	完 了 予 定 日		
温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類	証 明 書 類	別紙添付書 () のとおり	
	土 地 所 有 者 名		
備	考		

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、同年8月1日から施行する。
(可燃性天然ガス濃度確認申請書)
- 2 平成20年8月1日から同年9月30日までの間において、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定により同法による改正後の温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の規定の例による可燃性天然ガス濃度についての確認の申請に係る申請書は、改正後の第13号様式の例による。
- 3 前項の申請書に添付する温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の7第2項第3号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
 - (2) メタン濃度の測定結果報告書の写し
(可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位の承継届出書)
- 4 平成20年8月1日から同年9月30日までの間において、改正法附則第6条の規定により同法による改正後の温泉法第14条の6第2項の規定の例による確認を受けた者の地位の承継の届出に係る届出書は、改正後の第14号様式の例による。

告 示

沖縄県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大浦川土地改良区から申請のあった於茂登地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成20年7月14日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年7月30日から同年8月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、門原地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年7月30日から同年8月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊平屋村役場
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣市長から協議のあった吉原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成20年7月14日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年7月30日から同年8月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成20年7月29日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字平良964番9から 東村字平良964番1まで	9.7m ~ 12.8m	47.4m
新	東村字平良964番1から 東村字平良964番1まで	11.7m ~ 43.5m	47.4m

沖縄県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成20年7月29日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字安部123番3から 名護市字安部123番29まで	11.3m ~ 26.3m	70.8m
新	名護市字安部123番3から 名護市字安部123番3まで	11.4m ~ 40.2m	70.8m

沖縄県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成20年7月29日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字三原376番1から 名護市字三原364番まで	12.9m ~ 35.2m	370.8m
新	名護市字三原376番1から 名護市字三原364番まで	14.5m ~ 46.4m	370.8m

沖縄県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成20年7月29日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字二見162番7から 名護市字二見162番3まで	22.6m ~ 46.0m	66.1m
新	名護市字二見162番1から 名護市字二見162番1まで	39.0m ~ 64.7m	66.1m

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成20年 7月29日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年 7月17日
 - (2) 商号名 有限会社孝夫組
 - (3) 代表者名 仲原康孝
 - (4) 所在地 今帰仁村字仲宗根106番地
 - (5) 許可番号 沖繩県知事 許可（特-18）第634号、沖繩県知事 許可（般-18）第634号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年 6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年 7月17日
 - (2) 商号名 有限会社総合技術開発
 - (3) 代表者名 神里充敏
 - (4) 所在地 名護市宮里七丁目 6番49号
 - (5) 許可番号 沖繩県知事 許可（般-15）第9484号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年 6月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年 7月17日
 - (2) 商号名 大賀開発株式会社
 - (3) 代表者名 賀数憲一
 - (4) 所在地 うるま市石川伊波1515番地の32
 - (5) 許可番号 沖繩県知事 許可（般-17）第10954号、沖繩県知事 許可（般-19）第10954号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年 6月19日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成20年 7月17日
 - (2) 商号名 琉穂建設工業株式会社
 - (3) 代表者名 由浅太
 - (4) 所在地 那覇市国場907番地
 - (5) 許可番号 沖繩県知事 許可（特-17）第2690号、沖繩県知事 許可（般-17）第2690号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年 6月19日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止

した旨の届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 平成20年7月17日
 - (2) 商号名 株式会社共栄建設
 - (3) 代表者名 花城学
 - (4) 所在地 八重瀬町字東風平97番地の23
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第5598号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年7月17日
 - (2) 商号名 有限会社新門建設
 - (3) 代表者名 疋田友子
 - (4) 所在地 沖縄市大里一丁目18番42号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第2481号、沖縄県知事 許可(般-17)第2481号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年6月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年7月17日
 - (2) 商号名 丸島技建
 - (3) 代表者名 島袋明
 - (4) 所在地 うるま市石川山城164番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15)第10618号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年6月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年7月17日
 - (2) 商号名 有限会社大勇組
 - (3) 代表者名 大城政秀
 - (4) 所在地 南城市佐敷字津波古1376番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-16)第230号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年7月17日
 - (2) 商号名 株式会社マチナト電工社
 - (3) 代表者名 佐々木賢進
 - (4) 所在地 中城村字新垣1796番地の1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15)第2589号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成20年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年7月17日
 - (2) 商号名 大和商事株式会社
 - (3) 代表者名 島袋清
 - (4) 所在地 うるま市字昆布1839番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第9873号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成20年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により平成19年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書を作成したので、次のとおり同条例第38条の規定により縦覧に供する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成19年4月26日から平成20年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県宮古支庁土木建築課 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
 - ウ 宮古島市平良支所市民生活班（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751
 - エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986
 - オ 宮古島市伊良部総合支所経済建設課（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6255
 - (2) 期間及び時間 平成20年7月29日から同年8月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 6 この公告及び縦覧に関する問い合わせ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県宮古支庁土木建築課伊良部大橋建設現場事務所 宮古島市平良字久貝771番地の2 電話番号0980-73-9111

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成20年7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 油圧式オールテレーンクレーン 2台
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成21年3月25日
 - (4) 納入場所 南大東港及び北大東港
- 2 入札参加資格
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。

- (3) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 入札者に求められる事項 この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に掲げる入札参加資格を証明する書類を審査に必要な書類として、4(5)に掲げる入札説明会の日時までに4(6)に掲げる場所に提出すること。
- 4 入札書の提出方法等
- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、(2)に掲げる入札の日時までに(2)に掲げる場所に直接持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 入札及び開札の場所及び日時 沖縄県庁舎11階土木建築部入札室 平成20年9月8日(月曜日)午前9時
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成20年8月29日(金曜日)午後5時までに(6)に掲げる場所に簡易書留郵便により提出すること。
- (4) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成20年7月29日(火曜日)から同年8月7日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、交付時間は、それぞれの日の午前10時から午後5時までとする。
- (5) 入札説明会の場所及び日時 沖縄県庁舎11階土木建築部入札室 平成20年8月7日(木曜日)午後5時
- (6) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県土木建築部港湾課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2395
- 5 入札保証金に関する事項 4(2)に掲げる日時までに入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部が免除される。
- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国、沖縄県又は沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した入札又はこれらが不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 7 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該落札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 8 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) この入札に係る契約については、沖縄県議会の議決を要する。
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
All Terrain Crane (Hydraulic Type) 2 units
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
March 25, 2009

- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
5:00 p.m. August 7, 2008
- (4) DATE FOR BIDS
9:00 a.m. September 8, 2008
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE
Port And Harbor Division, Department Of Civil Engineering And Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2395

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年7月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 知 念 清

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

県立中部病院駐 車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円	を
県立南部医療セ ンター・こども 医療センター駐 車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円	
県立北部病院駐 車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額	に
県立中部病院駐 車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額	
県立南部医療セ	1台につき	1 公用で利用する者 無料	

ンター・子ども
医療センター駐
車場使用料

- 2 外来患者及び付添者 1回につき100円
3 見舞客 1時間までごとにつき100円
4 その他の駐車場利用者
(1) 1時間を超えない利用の場合 300円
(2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間につ
いて30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額

改める。

附 則

この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円